

第23期

定時株主総会 招集ご通知

日時

2022年11月29日（火曜日）

午前10時

（アクセス可能時刻 午前9時30分頃ログイン可能予定）

開催
方法

バーチャルオンリー株主総会

※本総会は場所の定めのない株主総会としてインターネット上でのみ開催となります。

詳細は5頁をご確認ください。

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役6名選任の件
- 第3号議案 資本準備金の額の減少並びに
剰余金の処分の件

議決権行使期限

2022年11月28日（月曜日）午後6時30分まで

株式会社 出前館

証券コード：2484

- ・本総会はインターネット上でのみ開催となりますので、株主の皆様が実際にご来場いただける会場はございません。
- ・株主様の大切な権利である議決権は、郵送またはインターネット等によりご行使いただけます。詳細は「本招集ご通知」の4頁と10頁をご参照ください。

Demaecan

証券コード 2484
2022年11月14日

株 主 各 位

東京都渋谷区千駄ヶ谷5丁目27番5号
株 式 会 社 出 前 館
代表取締役社長 藤 井 英 雄

第23期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第23期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本総会は、当社定款第12条第2項並びに産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和3年法律第70号）第66条第1項及び産業競争力強化法に基づく場所の定めのない株主総会に関する省令（令和3年法務省・経済産業省令第1号）に基づき、場所の定めのない株主総会（以下、「バーチャルオンリー株主総会」といいます。）といたします。本総会では、株主様が実際にご来場いただける会場はございませんので、オンラインでご出席くださいますようお願い申し上げます。ご出席いただくために必要となるウェブサイトのURL、アクセス方法、お手続き方法等の詳細は、本招集ご通知5頁以下の「バーチャルオンリー株主総会の運営について」をご確認ください。

なお、当日ご出席されない場合、あるいは当日ご出席される予定でも、通信障害等に備え、書面又はインターネットによって議決権を行使することができますので、これらの方法により事前に議決権を行使いただきますようお願いいたします。書面又はインターネットによって事前に議決権を行使される場合、後記の株主総会参考書類をご検討の上、2022年11月28日（月曜日）午後6時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年11月29日（火曜日）午前10時
※総会当日は、午前9時30分頃からログインいただける予定です。
※通信障害等の発生により本総会を上記日程で開催することが困難となった場合には、予備日として2022年11月30日（水曜日）午前10時より、本総会を開催いたします。予備日に開催することとした場合には、速やかに当社ウェブサイト（<https://corporate.demae-can.com/>）でお知らせいたします。
2. 開催方法 バーチャルオンリー株主総会（場所の定めのない株主総会）
※本総会はインターネット上でのみ開催となりますので、株主の皆様が実際にご来場いただける会場はございません。当社指定のウェブサイトを通じてご出席ください。本総会にご出席いただくために必要となるウェブサイトのURL、アクセス方法、お手続き方法等の詳細は、本招集ご通知5頁以下の「バーチャルオンリー株主総会の運営について」をご確認ください。
3. 目的事項
報告事項
 1. 第23期（2021年9月1日から2022年8月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第23期（2021年9月1日から2022年8月31日まで）計算書類報告の件決議事項
 - 第1号議案 定款一部変更の件
 - 第2号議案 取締役6名選任の件
 - 第3号議案 資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件
4. 招集にあたっての決定事項
 - (1) 本総会の議事における情報の送受信に用いる通信の方法は、インターネットによるものとします。
 - (2) 本総会への出席に必要な通信機器類及び一切の費用については、株主様のご負担とさせていただきますことをご了承ください。
 - (3) 書面又はインターネットにより事前に議決権を行使された株主様が本総会に出席し、重複して議決権を行使された場合は、本総会において最後に行使された内容を有効なものとして取り扱います。事前に議決権を行使の上、当日バーチャルオンリー株主総会に出席されたものの、当社側で当日の議決権行使を確認できない場合は、なるべく多くの株主の皆様のご意見を議決権行使結果に反映させるため、書面又はインターネットにより事前に行使された内容を有効なものとして取り扱います。
 - (4) 書面とインターネットにより重複して事前に議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱います。

- (5) インターネットにより複数回にわたり事前に議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効として取り扱います。
- (6) 書面又はインターネットにより事前に議決権を行使せず、当日バーチャルオンリー株主総会に出席されたものの、当社側で当日の議決権行使が確認できない場合は、棄権として取り扱います。
- (7) 通信障害等により本総会の議事に著しい支障が生じる場合は、議長が本総会の延期又は続行を決定することができることとするため、その旨の議長一任決議を本総会の冒頭においてお諮りすることといたします。当該決議に基づき、議長が延期又は続行の決定を行った場合には、2022年11月30日（水曜日）午前10時より、本総会の延会又は継続会を開催いたします。その場合は、速やかにインターネット上の当社ウェブサイト (<https://corporate.demae-can.com/>) でお知らせしますので、本招集ご通知5頁以下の「バーチャルオンリー株主総会の運営について」に従ってお手続きの上、本総会の延会又は継続会にご出席くださいますようお願い申し上げます。
- (8) 通信環境等の影響により、配信映像や音声が乱れ、又は一時中断されるなどの通信障害等が発生する可能性があります。当社としては、このような通信障害等によって本総会にご出席をされた株主様が被った不利益に関しては、一切責任を負いかねますことをご了承ください。
- (9) バーチャルオンリー株主総会へのご出席が容易となるよう、スマートフォン端末からも利用可能な専用ウェブサイトを用意し、その利便性を高めるよう努めておりますが、同ウェブサイトからのご出席が困難な株主様には、書面による事前の議決権行使を推奨しております。
- (10) 代理人によるご出席を希望される株主様は、法令及び定款の定めに従い、議決権を有する他の株主様1名に委任いただくようお願いいたします。お手続き方法等の詳細に関しましては、本招集ご通知5頁以下の「バーチャルオンリー株主総会の運営について」をご参照ください。

以 上

-
- ◎事業報告の業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況、株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針、剰余金の配当等の決定に関する方針、連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://corporate.demae-can.com/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載していません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。
- ◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<https://corporate.demae-can.com/>) に掲載させていただきます。
- ◎本総会の決議通知につきましては、書面によるご送付に代えて、当社ウェブサイト (<https://corporate.demae-can.com/>) に掲載させていただきます。



議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

株主総会にご出席する方法

当日のご出席方法は5頁以降をご参照ください。

株主総会開催日時

2022年11月29日（火曜日）
午前10時00分開始

書面で議決権を行使する方法



同封の議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2022年11月28日（月曜日）
午後6時30分到着分まで

インターネットで議決権を行使する方法



10頁の案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2022年11月28日（月曜日）
午後6時30分完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX個

○○○○○○○

××××年 ×月××日

見本

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイトを
ログインQRコード

QR
コード

○○○○○○○

● こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1・第3号議案

- ▶ 賛成の場合：「賛」の欄に○印
- ▶ 否認する場合：「否」の欄に○印

第2号議案

- ▶ 全員賛成の場合：「賛」の欄に○印
- ▶ 全員否認する場合：「否」の欄に○印
- ▶ 一部の候補者を否認する場合：
「賛」の欄に○印をし、否認する候補者の番号をご記入ください。

書面及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

【バーチャルオンリー株主総会の運営について】

当社は、この度、遠隔地の株主様など多くの株主様にご出席しやすくすることで、株主総会の活性化・効率化・円滑化を図るとともに、新型コロナウイルス等の感染症や自然災害等の大規模災害時のリスクを軽減するため、本総会を『バーチャルオンリー株主総会』方式で開催することを決定いたしました。

『バーチャルオンリー株主総会』では、議決権のある株主様におかれましては、インターネットを通じてライブ配信をご視聴いただきながら、議決権行使やご質問等をしていただくことが可能です。

以下では、議決権のある株主様が『バーチャルオンリー株主総会』にご出席いただくために必要となるウェブサイトのURL、アクセス方法、お手続き方法等の詳細について、ご案内申し上げます。

本総会では、株主様が実際にご来場いただく会場はございません。議決権を行使される株主様におかれましては、書面又はインターネットにより事前に議決権を行使いただくか、以下のご案内をご参照いただき、総会当日に当社指定のウェブサイトを通じて『バーチャルオンリー株主総会』にご出席くださいますようお願い申し上げます。

1. バーチャルオンリー株主総会に当日出席する株主様

(1) 開催日時：2022年11月29日（火曜日）午前10時

※総会当日は、午前9時30分頃からログインいただける予定です。

※通信障害等の発生により本総会を上記日程で開催することが困難となった場合には予備日として2022年11月30日（水曜日）午前10時より開催いたします。予備日に開催することとした場合は速やかに当社ウェブサイト（<https://corporate.demae-can.com/>）においてお知らせいたします。

(2) アクセス方法

接続先：<https://web.sharely.app/login/demaecan-23>

① 上記のURLをご入力いただくか、前頁記載のQRコードを読み込みアクセスしてください。

② 接続されましたら、議決権行使書に記載されている「株主様の株主番号」「株主様の郵便番号」及び「ご所有株式数」を画面表示に従って入力しログインしてください。

※書面により議決権を事前行使される場合は、議決権行使書を投函する前に、「株主様の株主番号」「株主様の郵便番号」及び「ご所有株式数」を、必ずお手元にお控えください。

※その他ご不明点に関しては下記URLよりヘルプページをご参照ください。

<https://sharely.zendesk.com/hc/ja/>

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

(3) 当日の議決権行使の方法

ログイン後、議長の指示に従って「決議」タブより賛否をご入力ください。

(4) 当日の質問方法

ログイン後、議長の指示に従ってライブ配信閲覧画面下部の「質問する」ボタンより本総会の目的事項に関する質問内容をご入力ください。なお、ご質問はお一人様につき、3問まで、1問あたりの文字数は150文字までとさせていただきます。ご質問内容を正確に把握できるよう、簡潔な入力にご協力をお願い申し上げます。

※当日のご質問につきましては、本総会の目的事項に関する質問であって、他の質問と重複しないものを中心に採り上げる予定ですが、株主総会の進行上の都合やご質問内容により全てのご質問にご回答できない場合がございます。

※株主様から寄せられたご質問等につきましては、本総会の目的事項に無関係であると判断されるもの、重複するもの、個人のプライバシーや名誉を侵害する可能性があるものと判断されるもの、その他公開に支障があるものを除き、本総会終了後、当社ウェブサイト (<https://corporate.demae-can.com/>) に掲載させていただきます。併せてご参照ください。

(5) 動議の提出方法

動議をご提出される場合には、議長の指示に従って、画面下の「動議」ボタン内から動議の種類を選択しご入力をお願いいたします。

(6) 事前質問の方法

以下の期間で、本総会の目的事項に関する事前のご質問・ご意見・コメント等をお受けいたしますので「(2)アクセス方法」に従ってアクセス・ログインしていただき、「質問する」ボタンより本総会の目的事項に関するご質問・ご意見・コメント等をご入力ください。なお、ご質問等はお一人様につき、3問まで、1問あたりの文字数は150文字までとさせていただきます。

事前質問受付期間：2022年11月14日（月曜日）午前10時～2022年11月21日（月曜日）午後6時30分

※受付期間中にお送りいただいたご質問・ご意見・コメント等につきましては、本総会の目的事項に無関係であると判断されるもの、重複するもの、個人のプライバシーや名誉を侵害する可能性があるものと判断されるものその他公開に支障があるものを除き、株主の皆様にご関心が特に高いと思われる事項を中心に、総会当日までに、当社ウェブサイト (<https://corporate.demae-can.com/>) に掲載させていただきます。

※受付期間終了後にお送りいただいたご質問・ご意見・コメント等につきましても、総会当日にご説明させていただきます場合があります。

※全ての事前質問にご回答することが難しい場合、株主の皆様にご関心が特に高いと思われる事項や、議案に関する事項を中心に、総会当日にご説明させていただきますが、株主総会の進行上の都合やご質問・ご意見・コメント等の内容により全てにお答えできない場合がございます。

2. 当日出席しない株主様

(1) 議決権の事前行使方法

① 書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に関する賛否をご表示の上、行使期限までに到着するようご返信ください。

行使期限：2022年11月28日（月曜日）午後6時30分到着分まで

※書面により議決権を事前行使される場合は、議決権行使書を投函する前に、「株主様の株主番号」「株主様の郵便番号」及び「ご所有株式数」を、必ずお手元にお控えください。

② インターネットによる議決権行使

本招集ご通知10頁の「インターネットによる事前の議決権行使のご案内」をご覧ください。

(2) 代理人による出席方法

議決権を有する他の株主様1名を代理人として議決権を行使することができます。ご希望の株主様は株主総会に先立って、当社に代理権を証する書面（委任状）のご提出が必要となります。以下の提出先までご送付ください。委任状の様式その他必要情報については、「3. ログイン方法・代理人による議決権行使等」に関するお問い合わせ先」までお問い合わせください。

<代理人に関する書類の提出先>

〒150-0044 東京都渋谷区円山町3-6 E・スペースタワー12F
コインチェック株式会社Sharely事業部出前館株主総会担当者宛

<ご提出期限>

2022年11月28日(月曜日)午後6時30分必着

(3) 事前質問の方法

前頁「1. (6) 事前質問の方法」をご参照ください。

3. ログイン方法・代理人による議決権行使等に関するお問い合わせ先

- ・電話番号：03-6416-5286 (コインチェック株式会社Sharely事業部出前館株主総会担当者)
- ・事前受付日時：2022年11月14日(月曜日)～2022年11月28日(月曜日) ※平日のみ
午前10時～午後5時
- ・当日受付日時：2022年11月29日(火曜日)午前9時～株主総会終結の時まで

以上

【注意事項】

- ◎同様の質問・動議等を繰り返し送信すること、膨大な文字量のテキストデータを送信すること、明らかに不適法な動議を送信すること、本総会の目的事項と無関係な内容やプライバシー又は名誉を害するものその他不適切な内容を含む質問等の送信など、株主の皆様との貴重な対話の場である本総会の趣旨に反する場合、本総会の議事の進行やバーチャルオンリー株主総会のシステムの安定的な運営に支障が生じると判断した場合には、議長の命令又は議長の指示を受けた事務局の判断により、当該株主様との通信を強制的に遮断させていただく場合がございます。また、議長の指定した方法以外の方法によりテキストデータを送信するなど、質問・動議であるか否かの判別ができないものは質問・動議として採り上げない場合がありますので、予めご了承ください。
- ◎視聴される株主様の通信環境の影響によりライブ配信の映像・音声の乱れ及び一時中断などの通信障害並びに送受信に軽微なタイムラグが発生する可能性があります。
- ◎本総会当日において、株主様側の通信環境等の問題と思われる原因での接続不良・遅延・音声のトラブルにつきましても、一切の責任を負いかねます。
- ◎ご視聴いただく際の接続料金及び通信料等は株主様のご負担となります。
- ◎映像や音声データの第三者への提供や、SNSなど公開での上映、転載・複製・録画・録音及びログイン方法を第三者に伝えることは禁じます。また、ログインに必要な情報を第三者に伝えることも禁じます。
- ◎本総会当日のライブ配信のための撮影は、議長及び当社役員のみとなっております。ご理解くださいますようお願い申し上げます。
- ◎その他配信システムに関するご不明点に関しましては、下記FAQサイトを確認ください。
<https://sharely.zendesk.com/hc/ja/sections/360009585533>

【本総会の議事における情報の送受信に用いる通信の方法に係る障害に関する対策についての方針の内容】

- ◎本総会では、通信障害対策措置を講じたシステムを利用し、本総会当日の運用に関しては、通信障害対策対応が可能な専門スタッフを複数設置します。また、株主様への周知方法を含む対応マニュアルを予め整備します。
- ◎通信障害等への対策として、主回線に加え、予備回線を用意するほか、通信障害等により本総会の議事に著しい支障が生じる場合は、議長が本総会の延期又は続行を決定することができることとするため、その旨の議長一任決議を本総会の冒頭においてお諮りすることといたします。また、取締役会でバーチャルオンリー株主総会の招集を決議する際に、その開催日時の予備日も決議し、招集通知に記載の上、株主様に周知を図っております。通信障害等が発生した場合、上記の議長一任決議前であれば上記議長一任決議に基づき、上記議長一任決議前であれば上記の場所の定めのない株主総会の招集に係る取締役会決議に基づき、本総会の延会又は継続会を開催するか、又は、予備日に本総会を開催することとします。

【本総会の議事における情報の送受信に用いる通信の方法としてインターネットを使用することに支障のある株主様の利益の確保に配慮することについての方針の内容】

- ◎バーチャルオンリー株主総会へのご出席が容易となるよう、スマートフォン端末からも利用可能な専用ウェブサイトを用意し、その利便性を高めるよう努めております。
- ◎議決権の行使をご希望の株主様のうち、同ウェブサイトからのご出席が困難な株主様には、書面による事前の議決権行使をご推奨しております。インターネットを使用することに支障のある株主様におかれましては、お手元の議決権行使書を返送する方法により、事前に議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

【インターネットによる事前の議決権行使のご案内】

インターネットにより議決権を行使される場合は、次の事項をご確認の上、2022年11月28日（月曜日）午後6時30分までにご行使いただきますようお願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、パソコン又はスマートフォンから当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによるのみ可能です。

〔議決権行使ウェブサイトアドレス〕 <https://www.net-vote.com/>

2. インターネットによる議決権行使方法について

〔パソコンをご利用の方〕

上記の議決権行使ウェブサイトアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載の「ログインID」及び「パスワード」をご利用の上、画面の案内に従って議案の賛否をご入力ください。

〔スマートフォンをご利用の方〕

同封の議決権行使書用紙に記載の「スマートフォン用QRコード」を読み取りいただくことにより、「ログインID」及び「パスワード」を入力することなく議決権を行使いただくことができます。

なお、一度議決権を行使された後で行使内容を変更される場合は、上記の議決権行使ウェブサイトアクセスしていただき、議決権行使書用紙に記載の「ログインID」及び「パスワード」をご利用の上、画面の案内に従って議案の賛否をご入力ください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

3. 議決権行使のお取り扱いについて

- (1) 書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- (2) インターネットにより、複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

4. ログインID及びパスワードのお取り扱いについて

- (1) 議決権行使書用紙に記載されている「ログインID」及び「パスワード」は、本総会に限り有効です。
- (2) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。「ログインID」及び「パスワード」を第三者に伝えることは禁止いたします。大切にお取り扱いください。
- (3) パスワードの再発行をご希望の場合は、後記の専用ダイヤルまでご連絡ください。

5. ご留意事項

- (1) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際に発生する通信費等は、株主様のご負担となります。
- (2) 株主様のインターネット利用環境等によっては、ご利用いただけない場合がございます。
- (3) 議決権行使ウェブサイトは、一部の携帯電話（フィーチャーフォン等）を用いたインターネットではご利用いただけませんのでご了承ください。

【インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ先】

株式会社アイ・アール ジャパン 証券代行業務部

〔専用ダイヤル〕 0120-975-960

〔受付時間〕 午前9時～午後5時（土・日・祝日を除く）

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されました。これに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨の規定及び書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を新設し、株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定を削除するとともに、経過措置等に関する附則を設けるものがあります。

- (1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の削除に伴い、附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>【株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供】</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>【電子提供措置等】</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>(2) 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>附則</p> <p>1 変更後定款第15条（電子提供措置等）の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</p> <p>2 本附則は、2023年3月1日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第2号議案 取締役6名選任の件

現任取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期が満了いたします。つきましては、経営体制強化のため1名増員し、取締役6名の選任をお願いするものであります。

なお、取締役候補者の選任にあたっては、独立役員で構成し、独立役員が取締役が委員長を務める指名諮問委員会の答申を経ております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	ふじ い ひで お 藤井 英雄 (1976年11月1日生) 再任 在任期間 (本総会終結時) 2年5か月	2006年6月 楽天株式会社入社 2011年5月 同社 企画部マーチャント戦略グループマネージャー 2012年5月 同社 企画部フード・ドリンク戦略グループマネージャー 2014年3月 同社 国際部国際調査戦略グループマネージャー 2015年5月 楽天マート株式会社 取締役 2016年10月 LINE株式会社入社 2017年5月 同社 執行役員 2017年11月 当社 取締役 2018年8月 株式会社ベンチャーリパブリック 取締役 2019年2月 LINE株式会社 執行役員 O2OカンパニーCEO 2020年6月 当社 代表取締役社長 (CEO) (現任) 2020年10月 日本フードデリバリー株式会社 取締役 (現任) 2021年3月 一般社団法人日本フードデリバリーサービス協会 (JaFDA) 理事 (現任)	107,000株
(取締役候補者とした理由) 藤井英雄氏は、2020年6月から当社代表取締役社長として、当社の経営を牽引してきた実績に加え、経営経験と高い見識及び判断力を有しており、当社グループの企業価値の更なる向上に貢献することが期待できると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
2	やの さとし 矢野 哲 (1978年4月26日生) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新任</div>	2000年7月 JPモルガン証券株式会社 入社 2013年6月 インテル株式会社 入社 2016年5月 LINE株式会社 入社 2019年1月 同社 執行役員 2021年1月 当社 執行役員CFO (現任) 2021年5月 株式会社出前館コミュニケーションズ取締役 (現任)	77,510株
(取締役候補者とした理由) 矢野哲氏は、財務、投資開発、IR等の豊富な知識見識を有しており、執行役員(CFO)兼経営企画本部長として取締役会と執行サイドを繋ぐとともに、執行役員 (CFO) として優れたリーダーシップを発揮し、コンプライアンス・ガバナンスの強化を推進してまいりました。当社事業への理解及びこれまでの経験に基づく高い専門性を活かし、取締役会の意思決定と機能強化、企業価値向上に資することが期待されることから、取締役として選任をお願いするものであります。			
3	とみやまひろき 富山 浩樹 (1976年9月5日生) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">独立役員</div> 在任期間 (本総会終結時) 2年	2007年10月 株式会社サッポロドラッグストア 入社 2015年5月 株式会社サッポロドラッグストア 代表取締役社長 2016年2月 株式会社エゾデン 取締役副社長 2016年8月 サツドラホールディングス株式会社 代表取締役社長 2019年7月 株式会社リージョナルマーケティング 代表取締役会長 兼 CEO(現任) GRIT WORKS株式会社 取締役会長 (現任) 株式会社シーラクス 取締役 (現任) AWL株式会社 取締役CMO 2020年8月 サツドラホールディングス株式会社 代表取締役社長 兼 CEO (現任) 株式会社サッポロドラッグストア代表取締役社長 兼 CEO (現任) 2020年11月 RxR Innovation Initiative株式会社 取締役(現任) バリュエンスホールディングス株式会社 社外取締役(現任) 当社 取締役 (現任) 2021年4月 AWL株式会社 社外取締役(現任)	一株
(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 富山浩樹氏は、長年にわたる企業経営者としての豊富な経験及び優れた識見を有しており、同氏の幅広い人脈を当社の経営に反映いただくことで、グループ経営全般の質的向上に向けた意見及び提言をいただくとともに、当社指名諮問委員会委員として適切な経営執行の監査機能を発揮していただくと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
4	<p>もり いっ せい 森 一 生 (1978年4月26日生)</p> <p>再任</p> <p>社外</p> <p>独立役員</p> <p>在任期間 (本総会終結時) 2年</p>	<p>2009年12月 弁護士登録</p> <p>2010年1月 小林・藤堂法律特許事務所 入所</p> <p>2012年9月 慶應義塾大学大学院法務研究科 助教</p> <p>2016年10月 代官山綜合法律事務所 設立及び代表就任 (現任)</p> <p>2017年10月 株式会社ファーストロジック 社外監査役 (現任)</p> <p>2017年11月 丹平製薬株式会社 社外監査役 (現任)</p> <p>2017年12月 株式会社スポーツフィールド 社外監査役 (現任)</p> <p>株式会社アトラエ 社外監査役</p> <p>Retty株式会社 社外取締役 (監査等委員) (現任)</p> <p>2018年12月 株式会社SDGth 代表取締役 (現任)</p> <p>2020年11月 当社 取締役 (現任)</p>	<p>一株</p>
<p>(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要)</p> <p>森一生氏は、弁護士として豊富な経験と専門知識を有しており、その経験と高い見識を主にコンプライアンス経営に活かしていただくとともに当社指名諮問委員会委員として適切な経営執行の監査機能を発揮していただけると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当 社の株式数
5	<p style="text-align: center;"> <small>ます</small> <small>だ</small> <small>じゆん</small> 舩 田 淳 (1977年4月22日生) </p> <p style="text-align: center;"> 再 任 社 外 </p> <p style="text-align: center;"> 在任期間 (本総会終結時) 6年 </p>	<p>2007年11月 百度株式会社 (現バイドゥ株式会社) 取締役副社長</p> <p>2008年10月 ネイバー・ジャパン株式会社 (現LINE株式会社) 入社 事業戦略室長</p> <p>2011年6月 ジェイ・リスティング株式会社 (現LINE Business Partners株式会社) 取締役</p> <p>2012年1月 NHN Japan株式会社 (元ネイバー・ジャパン株 式会社、現LINE株式会社) 執行役員</p> <p>2013年3月 LINE株式会社執行役員事業戦略室長 兼 マーケ ティングコミュニケーション室長</p> <p>2013年4月 同社 上級執行役員CSMO事業戦略室長</p> <p>2014年4月 同社 上級執行役員CSMO</p> <p>2014年9月 LINE Ventures株式会社 代表取締役</p> <p>2014年12月 LINE MUSIC株式会社 代表取締役 (現任)</p> <p>2015年3月 LINE株式会社 (現Aホールディングス株式会社) 取締役CSMO</p> <p>2016年11月 当社 取締役 (現任)</p> <p>2017年6月 ウェブ・ペイ・ホールディングス株式会社 代表取締役 ウェブペイ株式会社 代表取締役</p> <p>2017年9月 LINE TICKET株式会社 代表取締役 LINE Pay株式会社 取締役</p> <p>2019年1月 LINEヘルスケア株式会社 取締役</p> <p>2020年8月 LINE Digital Frontier株式会社 取締役 (現任)</p> <p>2020年11月 Webtoon Entertainment Inc. 取締役 (現任)</p> <p>2021年2月 LINE株式会社 取締役 CSMO (現任)</p> <p>2021年3月 Zホールディングス株式会社 取締役 専務執行役員</p> <p>2021年4月 Z Entertainment株式会社 代表取締役社長CPO (現任)</p> <p>2021年10月 LINEヘルスケア株式会社代表取締役 (現任)</p> <p>2022年4月 Zホールディングス株式会社 取締役 専務執行 役員Entertainment CPO (現任)</p>	一株
<p>(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要)</p> <p>舩田淳氏は、LINE株式会社の取締役をはじめ事業戦略や戦略アドバイザーとしての豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社及びLINE株式会社の両社の経営資源を活かし、シナジーを最大化する経営戦略の策定に貢献していただけると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
6	<p>お ざわ なか お 小 澤 隆 生 (1972年2月29日生)</p> <p>再任</p> <p>社外</p> <p>在任期間 (本総会終結時) 9か月</p>	<p>1995年4月 株式会社CSK (現SCSK株式会社) 入社</p> <p>2003年1月 楽天株式会社 入社 同社オークション事業担当執行役員</p> <p>2005年1月 株式会社楽天野球団 取締役 事業本部長</p> <p>2007年7月 有限会社小澤総合研究所 取締役 (現任)</p> <p>2012年9月 ヤフー株式会社 (現Zホールディングス株式会社) 入社</p> <p>2013年7月 Zホールディングス株式会社 執行役員 ショッピングカンパニー長</p> <p>2013年8月 アスクル株式会社 社外取締役 (現任)</p> <p>2014年4月 YJキャピタル(株) (現Z Venture Capital(株)) 代表取締役</p> <p>2015年1月 同社 取締役</p> <p>2015年9月 株式会社ユーザーローカル 社外取締役</p> <p>2016年3月 バリューコマース株式会社 取締役</p> <p>2018年4月 Zホールディングス株式会社 常務執行役員 コマースカンパニー長</p> <p>2018年6月 PayPay株式会社 取締役 (現任)</p> <p>2018年10月 株式会社一休 取締役会長 (現任)</p> <p>2019年6月 Zホールディングス株式会社 取締役 専務執行役員</p> <p>2019年10月 ヤフー株式会社 取締役 専務執行役員COO(最高執行責任者)</p> <p>2020年6月 株式会社ZOZO取締役 (現任)</p> <p>2022年2月 当社 取締役 (現任)</p> <p>2022年4月 Zホールディングス株式会社 取締役 専務執行役員E-Commerce CPO (現任) ヤフー株式会社 代表取締役社長 社長執行役員CEO (最高経営責任者) (現任)</p>	<p>一株</p>
<p>(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要)</p> <p>小澤隆生氏は、Zホールディングス株式会社の取締役兼専務執行役員であり、コマース事業の責任者として多くの実績をお持ちと同時に、企業経営に関する豊富な経験や幅広い見識も有していることから、これから強化すべき事業において大きく貢献していただけると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 富山浩樹氏、森一生氏、舩田淳氏、小澤隆生氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、富山浩樹氏、森一生氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。各氏が再任された場合は、独立役員としての届け出を継続いたします。
4. 当社は、富山浩樹氏、森一生氏、舩田淳氏、小澤隆生氏との間に会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度として、損害賠償責任を負う旨の責任限定契約を締結しており、各氏が再任された場合は、継続する予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる役員等としての職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を当該保険契約により補填するものであり、1年毎に契約更新しております。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社及び連結子会社である株式会社出前館コミュニケーションズの取締役、監査役及び執行役員であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。各候補者が取締役就任した場合、全員を当該保険契約の被保険者とする予定であり、またその任期中に当該保険契約の満期が到来しますが、引き続き全員を被保険者とする同内容での更新を予定しております。

【ご参考】 第2号議案が承認された場合の役員体制及びスキルマトリックス

第2号議案が承認可決された場合の取締役会及び監査役会の構成並びに各取締役及び監査役の専門性は下記のとおりです。

※下記の一覧表は各取締役及び監査役の有する全ての知見・経験を表すものではなく、保有する主要なスキル等のうち最大3つに○印をつけております。

氏名	役職	経営	セールス/ マーケティング	財務	法務/リスク	デジタル/ テクノロジー	専門性
		・企業経営 ・経営管理	・事業戦略 ・マーケティング ・営業	・財務 ・会計 ・金融 ・投資	・法務 ・リスク ・コンプライアンス ・ガバナンス	・IT ・DX	
藤井 英雄	代表取締役社長 (CEO)	○	○			○	
矢野 哲	取締役 (CFO)	○		○	○		
富山 浩樹	社外取締役	○	○			○	
森 一生	社外取締役	○		○	○		弁護士
舩田 淳	社外取締役	○	○			○	
小澤 隆生	社外取締役	○	○			○	
鈴木 孝光	社外監査役		○	○	○		
赤塚 宏	社外監査役	○		○			
辻 哲哉	社外監査役			○	○		弁護士
落合 紀貴	社外監査役	○		○		○	

第3号議案 資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件

1. 資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の目的

当社は、現在生じております繰越利益剰余金の欠損の額を補填し財務体質の健全化を図り、今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保することを目的として、資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分を行うものであります。

2. 資本準備金の額の減少の内容

(1) 減少する資本準備金の額

会社法第448条第1項の規定に基づき、2022年8月31日現在の資本準備金の額52,251,814,394円を52,151,814,394円減少して100,000,000円とし、減少する資本準備金の額の全額を、その他資本剰余金に振り替えます。

(2) 資本準備金の額の減少が効力を生ずる日

2023年1月10日（予定）

3. 剰余金の処分の内容

(1) その他資本剰余金の額の減少及び繰越利益剰余金の増加

会社法第452条の規定に基づき、上記2に記載した資本準備金の額の減少の効力発生を条件に、資本準備金より振り替えた額を含むその他資本剰余金の額58,378,398,361円を減少させて繰越利益剰余金に振り替えることにより、欠損を補填いたします。これにより、振替後の繰越利益剰余金の額は0円となります。

(2) 剰余金の処分が効力を生ずる日

2023年1月10日（予定）

以上

(添付書類)

事業報告

(2021年9月1日から
2022年8月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度につきまして、当社グループは「デリバリーの日常化」を実現すべく、出前館の拡大に向けた取り組みを加速させてまいりました。

コロナ禍における感染拡大抑制のための行動制限が緩和され、リオープン（経済再開）の機運が高まる中、個人の消費行動が活発化した結果、外食需要がコロナ禍前の水準近くまで回復しました。一方、フードデリバリー業界においては、リオープンにおける一定の影響を受けたものの、デリバリーに対するニーズは引き続き高く、市場の拡大傾向は継続しております。

そのような状況下、2022年4月26日から2022年6月30日の期間で第2弾となる1都3県（東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県）での大規模なキャンペーンを実施したことで、対象地域においてはデリバリー需要を大きく創出することができ、また、キャンペーン終了後も成長を続けることができました。カテゴリ別のアプリダウンロード数では第1四半期から第4四半期を通して1位を記録するなど、業界におけるリーディングポジションの獲得にまた一歩前進する結果となりました。

広告宣伝費については、外部環境や市場状況を見極め、引き続きコスト効率を意識したフレキシブルな投資を実践しました。また、7月から8月にはデリバリーシステムの刷新を全国的に実施し、需要ヒートマップの導入やマッチングアルゴリズムの改善などで配達時間の短縮に効果が表れています。今後もプロダクト改善を重ねることで、配達員をはじめ、ユーザー、加盟店の更なるサービス体験の向上を図ってまいります。

その結果、当連結会計年度の売上高は47,314,715千円（前期比63.4%増）と引き続き事業の拡大が続いているものの、積極的な事業展開と投資実行により、利益については、営業損失は36,442,071千円（前期は19,157,250千円の営業損失）、経常損失は36,595,131千円（前期は19,148,070千円の経常損失）、親会社株主に帰属する当期純損失は36,218,020千円（前期は21,869,010千円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。

区分	前連結会計年度 (自 2020年9月1日 至 2021年8月31日)		当連結会計年度 (自 2021年9月1日 至 2022年8月31日)		増減	
	金額(千円)	構成比(%)	金額(千円)	構成比(%)	金額(千円)	増減率(%)
出前館事業						
出前館サービス利用料	10,966,249	37.9	14,840,351	31.4	3,874,101	35.3
配達代行手数料	15,970,750	55.2	29,605,972	62.6	13,635,222	85.4
その他	1,473,875	5.1	2,374,451	5.0	900,575	61.1
小計	28,410,875	98.1	46,820,775	99.0	18,409,900	64.8
通信販売事業	543,533	1.9	493,939	1.0	△49,594	△9.1
合計	28,954,409	100.0	47,314,715	100.0	18,360,306	63.4

セグメントの業績は、次のとおりであります。

<出前館事業>

出前館事業セグメントにおきましては、当連結会計年度末におけるGMVは2,201億円（前期比35%増）となりました。また、当連結会計年度末のアクティブユーザー数は873万人（前期比19%増）、配達員数は前期比で258%となりました。

その結果、当連結会計年度のセグメント売上高の内訳は、出前館サービス利用料14,840,351千円、配達代行手数料29,605,972千円、その他2,374,451千円となり、セグメント売上高は46,820,775千円（前期比64.8%増）となりました。

<通信販売事業>

通信販売事業セグメントにおきましては、飲食店向けに焼酎などの通信販売を行っておりますが、引き続き新型コロナウイルス拡大に伴う飲食店の営業縮小の影響を受け、当連結会計年度のセグメント売上高は493,939千円（前期比9.1%減）となりました。なお、2022年6月30日に通信販売事業を譲渡しております。通信販売事業に係るセグメント売上高は、事業譲渡前の2021年9月1日から2022年6月30日までの10ヶ月間の累計売上高になります。

(2) 重要な設備投資の状況

当期において、特記すべき設備投資はありません。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度中に海外募集による新株式発行及び自己株式の処分並びに第三者割当による新株式の発行により、834億円の資金調達を行っております。

(4) 対処すべき課題

当社グループが事業を引き続き伸展させ、事業基盤をより確固たるものとするために、以下の5点を主な経営課題と認識しております。

① デリバリーサービスの継続的成長

当社グループは「デリバリーの日常化」を実現すべく、ユーザー・加盟店・配達員等のステークホルダーの皆様に満足するデリバリーの体験を提供し続けることが安定的・継続的な発展に必要な不可欠であると考えております。そのためには各ステークホルダーのニーズを理解し、サービスやプロダクトの改良を通じて継続的にご利用いただけるよう取り組んでいく方針です。

② 収益基盤の拡大

当社グループは多くのユーザー・加盟店・配達員で構成されるデリバリーのプラットフォームを構築し、デリバリーサービス需要が拡大することで収益基盤も成長しております。今後は収益基盤の拡大に伴う売上の向上及びコストの適正化を図ることにより、黒字化に向けて進めてまいります。

③ 人材の確保・育成

当社グループ事業の拡大において、優秀な人材の継続的確保は不可欠であります。適切な人材配置を行い、評価制度や給与体系をさらに整備・充実させることにより、社員が最大限のパフォーマンスを発揮し、継続的にモチベーションを高められる環境づくりを行います。

④ 情報システム基盤、個人情報管理の強化

当社グループにおいては、多数の機微情報を保有しており、情報管理責任の明確化や情報システムの安全対策、従業員教育の一層の徹底を含む情報管理体制の継続的な強化を図ることが重要であると認識しております。システムインフラの強化をはじめ、情報管理に関する各種ルールの遵守、従業員教育の実施など、情報管理体制の強化に取り組みます。

⑤ 経営管理体制及び法令遵守の強化

当社グループは、事業拡大により従業員数が急激に増大しており、市場動向、競合企業、顧客ニーズ等周辺環境の変化に対して速やかにかつ柔軟に対応できる組織を運営する必要があります。また、企業価値を継続的に向上させるため、管理体制の強化は特に重要な課題であると認識しております。各種諮問委員会設置によるガバナンス体制の強化、内部統制に資する業務プロセスの整備・運用、必要に応じた是正活動を定常的に行うことによる内部統制活動の強化、及び法令遵守徹底のための研修を実施し、経営管理体制の強化に努めてまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 20 期 (2019年 8 月期)	第 21 期 (2020年 8 月期)	第 22 期 (2021年 8 月期)	第 23 期 (当連結会計年度) (2022年 8 月期)
売 上 高 (千円)	6,666,183	10,315,568	28,954,409	47,314,715
経 常 損 失 (△) (千円)	△7,121	△2,984,007	△19,148,070	△36,595,131
親会社株主に帰属する当期純損失(△) (千円)	△103,236	△4,176,652	△21,869,010	△36,218,020
1 株当たり当期純損失(△) (円)	△2.53	△75.01	△265.99	△284.24
総 資 産 (千円)	7,084,221	35,376,283	20,380,039	69,190,717
純 資 産 (千円)	2,839,873	28,415,429	6,875,798	54,225,403
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	68.87	345.59	79.73	411.78

- (注) 1. 千円単位の記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり当期純損失は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第23期の期首から適用しており、第23期の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 20 期 (2019年 8 月期)	第 21 期 (2020年 8 月期)	第 22 期 (2021年 8 月期)	第 23 期 (当事業年度) (2022年 8 月期)
売 上 高 (千円)	5,395,299	9,384,449	28,410,896	46,820,775
経 常 損 失 (△) (千円)	△150,082	△3,143,847	△19,227,033	△36,749,939
当 期 純 損 失 (△) (千円)	△195,803	△4,281,975	△21,927,633	△36,386,473
1 株 当 た り 当 期 純 損 失 (△) (円)	△4.80	△76.90	△266.70	△285.57
総 資 産 (千円)	7,024,948	35,308,989	20,319,928	68,888,686
純 資 産 (千円)	3,025,533	28,495,767	6,897,513	54,078,664
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	73.40	346.57	80.00	410.66

- (注) 1. 千円単位の記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり当期純損失は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第23期の期首から適用しており、第23期の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社出前館コミュニケーションズ	8,000千円	100.0%	出前館事業

(7) 重要な企業結合等の状況

該当事項はありません。

(8) 主要な事業内容

事業区分	事業内容
出前館事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ サイト運営・管理 ・ システム開発 ・ 広告運営・管理 ・ 配達代行

(9) 主要な営業所及び子会社

① 当社

本 社	東京都渋谷区千駄ヶ谷5丁目27番5号
大 阪 支 社	大阪府大阪市北区小松原町2番4号

② 子会社

株式会社出前館コミュニケーションズ	鹿児島県鹿児島市宇宿二丁目23番3号
-------------------	--------------------

(10) 使用人の状況

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
410名	56名増

- (注) 1. 使用人数には、臨時使用人は含んでおりません。
2. 出向者は、除いております。
3. 当社は2022年6月30日に通信販売事業を譲渡したため、事業区分を廃止しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
363名	62名増	34.9歳	2.5年

- (注) 1. 使用人数には、臨時使用人は含んでおりません。
2. 出向者は、除いております。

(11) 主要な借入先及び借入額

該当事項はありません。

(12) 企業集団の現況に関するその他の重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況 (2022年8月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 500,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 131,663,643株 (自己株式91,587株を除く)
 (3) 株主数 23,549名
 (4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
L I N E 株式会社	29,428,000	22.35
未来 F u n d 有限責任事業組合	20,548,000	15.61
Z ホールディングス株式会社	19,158,900	14.55
N A V E R C o r p o r a t i o n	10,368,600	7.88
HSBC HONGKONG-TREASURY SERVICES A/C ASIAN EQUITIES	5,052,300	3.84
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	4,732,446	3.59
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	4,467,916	3.39
UBS AG LONDON ASIA EQUITIES	3,642,860	2.77
西村利江	3,529,200	2.68
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT ACCTS M ILM FE	3,360,156	2.55

(注) 持株比率は、自己株式91,587株を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当社は、2022年3月10日開催の取締役会の決議に基づき、譲渡制限付株式報酬としての新株式を発行しております。本事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。なお、当社は、2021年11月29日開催の第22期定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対して、譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することを決議しております。譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬の総額は年額500,000千円以内とし、この払込みにより交付される当社の普通株式の総数は年500,000株を上限としております。

区 分	株式数 (株)	交付対象者数 (人)
取締役 (社外取締役を除く)	105,500	1
社 外 取 締 役	—	—
監 査 役	—	—

- (注) 1. 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告33頁「当事業年度に係る取締役及び監査役に対する報酬等」に記載しております。
2. 上記以外に当社子会社の取締役3名に対して6,540株を交付しております。

(6) その他株式に関する重要な事項

- ① 当社は、2021年9月13日開催の当社取締役会において、海外募集による新株式発行及び自己株式の処分並びに第三者割当による新株式発行を行うことを決議しました。

2021年9月30日を払込期日とする海外募集による新株式発行及び海外募集による自己株式の処分により、当社普通株式16,053,900株を発行、3,240,000株を処分しました。また、2021年9月30日に第三者割当による新株式発行に係る払込を受け、Zホールディングス株式会社に19,158,900株、NAVER Corporationに10,368,600株、当社普通株式を発行しました。

これにより、発行済株式の総数は45,581,400株増加し131,067,900株となり、自己株式数は3,240,000株減少し27,074株となりました。

- ② 当社は、2022年3月10日開催の取締役会の決議に基づき、譲渡制限付株式報酬としての新株式を発行しております。本株式の概要は以下のとおりであります。

	本株式の概要
払 込 期 日	2022年4月19日
株 式 の 種 類 及 び 数	当社普通株式 687,330株
発 行 価 額	1株につき711円
発 行 価 額 の 総 額	488,691,630円
割 当 先	取締役 (社外取締役を除く) 1名 105,500株 当社の使用人 301名 565,240株 当社子会社の取締役 3名 6,540株 当社子会社の使用人 45名 10,050株

- (注) 兼務をする者はいずれかに含まれ重複しない。

3. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（2022年8月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長（CEO）	藤 井 英 雄	当 社 事 業 全 般 の 業 務 遂 行 の 統 括 兼 CEO 日 本 フ ー ド デ リ バ リ ー 株 式 会 社 取 締 役 一 般 社 団 法 人 日 本 フ ー ド デ リ バ リ ー サ ー ビ ス 協 会 (JaFDA) 理 事
取 締 役	富 山 浩 樹	株 式 会 社 リ ー ジ ョ ナ ル マ ー ケ テ ィ ン グ 代 表 取 締 役 会 長 兼 CEO GRIT WORKS 株 式 会 社 取 締 役 会 長 株 式 会 社 シ ー ラ ク ン ス 取 締 役 サ ッ ド ラ ホ ー ル デ ィ ン グ ス 株 式 会 社 代 表 取 締 役 社 長 兼 CEO 株 式 会 社 サ ッ ポ ド ラ ッ グ ス ト ア ー 代 表 取 締 役 社 長 兼 CEO R x R I n n o v a t i o n I n i t i a t i v e 株 式 会 社 取 締 役 バ リ ュ エ ン ス ホ ー ル デ ィ ン グ ス 株 式 会 社 社 外 取 締 役 A W L 株 式 会 社 社 外 取 締 役
取 締 役	森 一 生	代 官 山 綜 合 法 律 事 務 所 代 表 弁 護 士 株 式 会 社 フ ァ ー ス ト ロ ジ ッ ク 社 外 監 査 役 丹 平 製 薬 株 式 会 社 社 外 監 査 役 株 式 会 社 ス ポ ー ツ フ ィ ー ル ド 社 外 監 査 役 R e t t y 株 式 会 社 社 外 取 締 役 (監 査 等 委 員) 株 式 会 社 S D G t h 代 表 取 締 役
取 締 役	舛 田 淳	L I N E M U S I C 株 式 会 社 代 表 取 締 役 L I N E D i g i t a l F r o n t i e r 株 式 会 社 取 締 役 W e b t o o n E n t e r t a i n m e n t I n c . 取 締 役 L I N E 株 式 会 社 取 締 役 C S M O Z E n t e r t a i n m e n t 株 式 会 社 代 表 取 締 役 社 長 C P O L I N E ヘ ル ス ケ ア 株 式 会 社 代 表 取 締 役 Z ホ ー ル デ ィ ン グ ス 株 式 会 社 取 締 役 専 務 執 行 役 員 E n t e r t a i n m e n t C P O
取 締 役	小 澤 隆 生	有 限 会 社 小 澤 綜 合 研 究 所 取 締 役 ア ス フ ル 株 式 会 社 社 外 取 締 役 P a y P a y 株 式 会 社 取 締 役 株 式 会 社 一 休 取 締 役 会 長 株 式 会 社 Z O Z O 取 締 役 Z ホ ー ル デ ィ ン グ ス 株 式 会 社 取 締 役 専 務 執 行 役 員 E - C o m m e r c e C P O ヤ フ ー 株 式 会 社 代 表 取 締 役 社 長 社 長 執 行 役 員 CEO (最 高 経 営 責 任 者)

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
常 勤 監 査 役	鈴 木 孝 光	日本フードデリバリー株式会社 監査役 株式会社エッジマインド 取締役 株式会社出前館コミュニケーションズ 監査役
監 査 役	赤 塚 宏	—
監 査 役	辻 哲 哉	Field-R 法 律 事 務 所 弁 護 士 株式会社力の源ホールディングス 社外取締役 (監査等委員)
監 査 役	落 合 紀 貴	transcosmos online communications株式会社 監査役 LINE Growth Technology株式会社 監査役 LINE ビジネスサポート株式会社 取締役 LINE Fukuoka 株式会社 取締役会長 Z Entertainment 株式会社 監査役

- (注) 1. 取締役富山浩樹氏、森一生氏、舛田淳氏、小澤隆生氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、監査役鈴木孝光氏、赤塚宏氏、辻哲哉氏、落合紀貴氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
2. 当社は、取締役富山浩樹氏、森一生氏、監査役鈴木孝光氏、赤塚宏氏、辻哲哉氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 監査役赤塚宏氏は、帝人デュポンナイロン株式会社の出向財務部長を経験しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 他の法人等の重要な兼職状況（他の法人等の業務執行者である場合）及び当社と当該他の法人等との関係
- ・LINE株式会社は、当社議決権の22.35%を所有するその他の関係会社であり、当社は、LINE株式会社及びその関係会社との間に役務提供などの取引関係がありますが、いずれも一般の取引条件と同様のものであり、当社と当該兼務先との間に特別の関係はありません。
 - ・Zホールディングス株式会社は、当社議決権の14.55%を所有するその他の関係会社であり、当社は、Zホールディングス株式会社及びその関係会社との間に役務提供などの取引関係がありますが、いずれも一般の取引条件と同様のものであり、当社と当該兼務先との間に特別の関係はありません。
 - ・取締役及び監査役が兼職している他の法人等と当社との間に特別の関係はありません。
5. 他の法人等の社外役員の重要な兼任状況及び当社と当該他の法人等との関係
- 日本フードデリバリー株式会社は、当社の持分法適用会社であり、当社との間に役務提供などの取引関係がありますが、いずれも一般の取引条件と同様のものであり、当社と当該兼務先との間に特別の関係はありません。
6. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動
- 2022年2月7日開催の第22期定時株主総会継続会終結の時をもって任期満了により、取締役藤原彰二氏、取締役鈴木孝知氏、取締役清村遙子氏が退任しております。また、2021年11月29日開催の第22期定時株主総会休会の時（2021年11月29日の審議終了時）をもって辞任により、監査役奇高杆氏が退任しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、富山浩樹氏、森一生氏、舛田淳氏、小澤隆生氏、鈴木孝光氏、赤塚宏氏、辻哲哉氏、落合紀貴氏との間に会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度として、損害賠償責任を負う旨の責任限定契約を締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる役員等としての職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を当該保険契約により補填するものであり、1年毎に契約更新しております。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社及び連結子会社である株式会社出前館コミュニケーションズの取締役、監査役及び執行役員であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役に対する報酬等

① 取締役の報酬等の決定方針の決定方法および当該方針の内容

当社は、2021年11月12日開催の当社取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は以下のとおりです。

当社は、2020年度から報酬委員会を設置しております。報酬委員会は、取締役会の諮問機関として、構成員の過半数は社外取締役で構成され、独立した見地より、取締役報酬制度に関する審議及び提言を行い、その活動を通じて、当社の経営体制、報酬制度の透明性及び公正の構築と継続に資することを目的としております。取締役および監査役の報酬等の決定方針の決定方法と当該方針の概要については、以下のとおりです。

I. 取締役

取締役の報酬構成や基準となる年額報酬の水準は、今後も高い成長性が見込まれる国内デリバリー市場において、国内外の競合他社との競争に勝ち抜き、企業価値の向上を実現するために、以下の視点を備えたものとします。

- i. 事業戦略の実現に必要な適切かつ実質性のあるインセンティブの仕組み
- ii. 人材市場において競争力のある報酬水準
- iii. 株主との中長期的な利害共有等、ガバナンスの視点

取締役の報酬等は、「基本報酬」、「賞与」および「株式報酬」による構成とする。

「基本報酬」は、取締役の役位・職責に応じて支給額を決定する。

「賞与」は、事業年度毎に個別目標(個別の成果等)を設定しその達成状況に応じて支給額を決定する。

「株式報酬」は、当社の中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与する為、「譲渡制限付株式」を付与するものとし、付与数は役位に応じて決定いたします。

取締役の報酬等を与える時期又は条件の決定方針は以下のとおりです。

「基本報酬」は、月例の固定金銭報酬とします。

「賞与」は、半期毎に支給することがあります。

「株式報酬」は、対象となる役員の役位に応じて個別に付与額を決定し、達成条件に応じた譲渡制限解除率を決定、その後譲渡制限を解除していきます。

社外取締役の報酬等は、その職務内容を考慮して「基本報酬」のみとしており、「賞与」および「株式報酬」は導入しておりません。

II. 監査役

当社の各監査役の報酬等は、監査役の協議により決定しております。また、社外監査役を含む監査役の報酬等は、その職務内容を考慮して「基本報酬」のみとしており、「賞与」および「株式報酬」は導入しておりません。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

- ・ 取締役の報酬限度額は、2014年11月27日開催の第15期定時株主総会において、年額200,000千円以内（うち社外取締役分は年額50,000千円以内。ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は5名（うち1名が社外取締役）です。
- ・ 監査役の報酬限度額は、2014年11月27日開催の第15期定時株主総会において年額50,000千円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名（うち4名が社外監査役）です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の委任等に関する事項

当社取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者は、取締役にあっては取締役会、監査役にあっては監査役会であり、それぞれ株主総会で承認を得た報酬額の範囲内で報酬額を決定する権限を有しております。当社は、取締役会の決議による委任に基づき、代表取締役社長である藤井英雄が、株主総会で決議された報

酬限度額の範囲内において、各取締役の報酬額、支給の時期及び方法等を決定しております。会社業績を俯瞰しつつ、各取締役の職務の執行状況も踏まえて固定報酬額を決定するには、代表取締役社長による決定が適していると考えられるため委任したものであります。代表取締役社長の権限が適切に行使されるよう、委任にあたっては、報酬決定方針及び取締役会の決議により定める規則に従い、各取締役の地位及び担当、世間水準、会社業績等を踏まえ、社外取締役が過半数を占める報酬委員会での審議を経た上で、各取締役の個人別の報酬額等を決定することとしております。当該手続を経て各取締役の個人別の報酬額等が決定されていることから、取締役会は当期における各取締役の個人別の報酬等の内容が報酬決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 非金銭報酬に関する事項

取締役の非金銭報酬は、ストック・オプションとしての新株予約権とし、業務執行を担う取締役に対してのみ支払うこととしております。ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額は、会社業績及び当社における業務執行の状況、貢献度等を基準として決定しております。

⑤ 業績連動報酬に関する事項

取締役（社外取締役を除く）の報酬のうち業績連動報酬等は譲渡制限付の当社株式としており、役員報酬基準等を勘案して総額及び各取締役の配分を決定しております。なお、譲渡制限解除における業績連動の指標は東京証券取引所における当社普通株式の株価としており、当該指標を選定した理由は株主の皆様と利害を共有し株価上昇にインセンティブ性を働かせることが期待できると考えたためです。

譲渡制限解除率の算出方法は以下のとおりです。

$$(\text{達成株価} - 500) \div 7,400 + 0.25$$

ただし、達成株価が500円未満のときは譲渡制限解除率0%とし、達成株価が6,050円以上のときは譲渡制限解除率100%とします。当事業年度における実績の株価平均は532.3円です。

⑥ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬	
取 締 役	147,761	65,215	13,244	69,301	6
(うち社外取締役)	(10,800)	(10,800)	(—)	(—)	(2)
監 査 役	12,600	12,600	—	—	3
(うち社外監査役)	(12,600)	(12,600)	(—)	(—)	(3)

- (注) 1. 取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 表中には当事業年度中に退任した取締役の人数、報酬等も含まれております。
3. 対象人員は、無報酬の取締役2名、監査役2名を除いております。
4. 取締役の報酬限度額は、2014年11月27日開催の第15期定時株主総会において、年額200,000千円以内（うち社外取締役分は年額50,000千円以内。ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は5名（うち1名が社外取締役）です。また、2008年11月26日開催の第9期定時株主総会においてストック・オプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬等の額を、上記報酬限度額とは別枠で、年額50,000千円以内（うち社外取締役分年額10,000千円以内）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は3名（うち1名が社外取締役）です。
5. 監査役の報酬限度額は、2014年11月27日開催の第15期定時株主総会において年額50,000千円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名（うち4名が社外監査役）です。また、2008年11月26日開催の第9期定時株主総会においてストック・オプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬等の額を、上記報酬限度額とは別枠で、年額5,000千円以内（うち社外監査役分年額1,000千円以内）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名（うち3名が社外監査役）です。
6. 取締役（社外取締役除く）に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額は、2021年11月29日開催の第22期定時株主総会において年額500,000千円以内、割り当てる譲渡制限付株式の総数の上限は500,000株と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、5名（うち4名が社外取締役）です。

(5) 任意の委員会の活動について

当社は、取締役及び監査役の指名・報酬・関連当事者間取引等に関する手続きの公正性、透明性及び客観性を強化し、当社のコーポレートガバナンスの充実を図るため、取締役会の諮問機関として、以下の委員会を設置しております。

① 指名諮問委員会

指名諮問委員会は、次の諮問事項について、審議し、取締役会に対して答申することとされています。

- ・株主総会・取締役会に付議する役員（取締役・監査役・執行役員）等の選任及び解任議案の原案の決定
- ・取締役会に付議する代表取締役及び役付取締役選定、解職、職務分担の原案の決定
- ・役員等の選定に必要な基本方針、規則及び手続等の制定、変更、廃止
- ・役員等の候補者の指名に関する方針
- ・後継者の要件・選定方針の検討、候補人材の確保、登用、育成等

2022年8月31日現在における指名諮問委員会の委員は以下のとおりです。

委員長 森 一生

委員 富山 浩樹、鈴木 孝光、赤塚 宏、辻 哲哉

当事業年度における指名諮問委員会は5回開催し、取締役・監査役・執行役員人事に関する指名諮問委員会としての取締役会への答申内容について審議し、取締役会への答申を行いました。

② 関連当事者取引検証諮問委員会

関連当事者取引検証諮問委員会は、次の諮問事項について、審議し、取締役会に対して答申することとしています。

- ・会社法及び会計基準等に定める関連当事者取引を網羅した、当社グループとしての関連当事者取引検証対象の範囲選定
- ・関連当事者取引検証の結果に関して当社取締役会へ必要な提言と提案
- ・関連当事者取引検証の結果に関して当社監査役会への報告

2022年8月31日現在における関連当事者検証諮問委員会の委員は以下のとおりです。

委員長 森 一生

委員 富山 浩樹

当事業年度における関連当事者取引検証諮問委員会は7回開催し、関連当事者との取引に関する関連当事者取引検証諮問委員会としての取締役会への答申内容について審議し、取締役会への答申を行いました。

③ 報酬委員会

報酬委員会は、次の事項について、審議し、取締役会に対して提言を行うこととしています。

- ・取締役報酬の基本方針（外部環境及び経営方針に基づく報酬方針）
- ・報酬総額及び報酬構成（固定報酬、短期インセンティブ、中長期インセンティブ等の水準・構成比率等）
- ・取締役評価基準及び取締役の個別報酬額（非金銭報酬を含む）

2022年8月31日現在における報酬委員会の委員は以下のとおりです。

委員長 舩田 淳

委員 森 一生、富山 浩樹、藤井 英雄

当事業年度における報酬委員会は8回開催し、取締役報酬制度に関する報酬委員会としての取締役会への提言内容について審議し、取締役会への提言を行いました。

(6) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職の状況及び当社と当該他法人等との関係

前記の「4. 会社役員の状況 (1) 取締役及び監査役の状況」に記載のとおりであります。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	取締役会及び監査役会における発言状況並びに期待される役割に関して行った職務の概要	取締役会出席状況	監査役会出席状況
社外取締役	富山浩樹	企業経営者としての豊富な経験及び優れた識見を有しており、グループ経営全般の質的向上に向けた意見・提言を行っております。	19回／19回中	—
社外取締役	森一生	弁護士として豊富な経験と専門知識を有しており、コンプライアンス面でグループ経営全般につき、適切な提言・助言を行っております。	19回／19回中	—
社外取締役	舩田淳	事業戦略や戦略アドバイザーとしての豊富な経験と幅広い見識を有しており、グループ経営全般につき、適切な意見・助言を行っております。	18回／19回中	—
社外取締役	小澤隆生	コマース事業の多くの実績を持ち、企業経営に関する豊富な経験や幅広い見識を有しており、グループ経営全般につき、適切な意見・提言を行っております。	8回／8回中	—
社外監査役	鈴木孝光	飲食業界における幅広い事業運営・経営執行に携わった経験と知見から、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。	19回／19回中	12回／12回中
社外監査役	赤塚宏	業務の状況を調査、確認するほか、内部統制システムの整備をはじめとする取締役等の職務執行を監視、検証するとともに、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。	18回／19回中	12回／12回中
社外監査役	辻哲哉	弁護士としての豊富な経験と知見に基づく専門的な見地から、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための提言・助言を行っております。	19回／19回中	12回／12回中
社外監査役	落合紀貴	監査役として豊富な知識・経験等を有しており、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。	7回／8回中	7回／8回中

(注) 取締役小澤隆生氏、監査役落合紀貴氏は、2022年2月7日就任後の状況を記載しております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	75,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	197,148千円

- (注) 1. 当社は、会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況や報酬見積りの算出根拠などを確認し検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 上記の金額には、当社の過年度訂正に係る監査業務に対する報酬等102,148千円を含んでおります。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）として、新株式発行に係る海外コンフォート・レター作成の業務について対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

連結貸借対照表

(2022年8月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	68,863,819	流 動 負 債	14,915,206
現金及び預金	53,262,598	未払金	14,615,031
受取手形及び売掛金	104,558	未払法人税等	97,846
商品及び製品	17,915	賞与引当金	21,875
未収入金	13,332,757	その他	180,452
その他	2,188,273	固 定 負 債	50,108
貸倒引当金	△42,284	その他	50,108
固 定 資 産	326,898	負 債 合 計	14,965,314
投資その他の資産	326,898	純 資 産 の 部	
投資有価証券	254,333	株 主 資 本	54,181,566
差入保証金	59,768	資 本 金	100,000
繰延税金資産	12,414	資 本 剰 余 金	112,269,582
その他	1,961	利 益 剰 余 金	△58,184,310
貸倒引当金	△1,578	自 己 株 式	△3,705
資 産 合 計	69,190,717	その他の包括利益累計額	34,257
		その他有価証券評価差額金	34,257
		新 株 予 約 権	9,580
		純 資 産 合 計	54,225,403
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	69,190,717

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2021年9月1日から
2022年8月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	47,314,715
売上原価	49,224,255
売上総損失 (△)	△1,909,540
販売費及び一般管理費	34,532,531
営業損失 (△)	△36,442,071
営業外収益	
受取利息	655
受取配当金	1,859
受取保険金	14,400
持分法による投資利益	89,864
助成金の収入	137,438
その他	22,303
営業外費用	
支払利息	734
新株発行費	397,580
損害賠償金	7,986
その他	13,281
経常損失 (△)	419,582
特別利益	△36,595,131
固定資産売却益	3,272
事業譲渡益	129,627
株予約権戻入益	589,301
特別損失	
固定資産除却損	15
減損損失	29,341
過年度決算訂正関連費用	181,403
税金等調整前当期純損失 (△)	210,760
法人税、住民税及び事業税	△36,083,689
法人税等調整額	107,794
当期純損失 (△)	26,535
親会社株主に帰属する当期純損失 (△)	△36,218,020
	△36,218,020

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2021年9月1日から
2022年8月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
2021年9月1日 期首残高	16,113,422	12,980,932	△21,966,290	△633,319	6,494,744
連結会計年度中の変動額					
新 株 の 発 行	39,251,609	39,251,609			78,503,219
資本金から準備金又は剰余金への振替	△55,265,032	55,265,032			-
親会社株主に帰属する当期純損失(△)			△36,218,020		△36,218,020
自 己 株 式 の 取 得				△8	△8
自 己 株 式 の 処 分		4,772,007		629,622	5,401,630
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					-
連結会計年度中の変動額合計	△16,013,422	99,288,650	△36,218,020	629,614	47,686,821
2022年8月31日 期末残高	100,000	112,269,582	△58,184,310	△3,705	54,181,566

	その他の包括利益累計額		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
2021年9月1日 期首残高	60,739	60,739	320,315	6,875,798
連結会計年度中の変動額				
新 株 の 発 行				78,503,219
資本金から準備金又は剰余金への振替				-
親会社株主に帰属する当期純損失(△)				△36,218,020
自 己 株 式 の 取 得				△8
自 己 株 式 の 処 分				5,401,630
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△26,481	△26,481	△310,735	△337,216
連結会計年度中の変動額合計	△26,481	△26,481	△310,735	47,349,604
2022年8月31日 期末残高	34,257	34,257	9,580	54,225,403

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2022年8月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	67,956,022	流 動 負 債	14,791,906
現金及び預金	52,364,269	未払金	14,623,612
売掛金	102,470	未払法人税等	47,705
商品	17,915	未払消費税等	66,022
前払費用	1,072,919	預り金	25,383
未収入金	13,332,518	賞与引当金	10,787
未収還付法人税等	2,510	契約負債	17,989
その他	1,105,695	その他	405
貸倒引当金	△42,275	固 定 負 債	18,115
固 定 資 産	932,664	繰延税金負債	18,115
投資その他の資産	932,664	負 債 合 計	14,810,022
投資有価証券	80,475	純 資 産 の 部	
関係会社株式	812,150	株 主 資 本	54,034,827
破産更生債権等	1,578	資本金	100,000
差入保証金	39,657	資本剰余金	112,316,931
その他	382	資本準備金	52,251,814
貸倒引当金	△1,578	その他資本剰余金	60,065,117
資 産 合 計	68,888,686	利 益 剰 余 金	△58,378,398
		その他利益剰余金	△58,378,398
		繰越利益剰余金	△58,378,398
		自 己 株 式	△3,705
		評価・換算差額等	34,257
		その他有価証券評価差額金	34,257
		新 株 予 約 権	9,580
		純 資 産 合 計	54,078,664
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	68,888,686

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2021年9月1日から
2022年8月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	46,820,775
売上原価	49,021,081
売上総損失 (△)	△2,200,305
販売費及び一般管理費	34,309,532
営業損失 (△)	△36,509,837
営業外収益	
受取利息	648
受取配当金	12,271
受取保険金	14,400
助成金収入	130,181
その他	21,430
	178,932
営業外費用	
支払利息	734
新株発行費	397,580
損害賠償金	7,986
雑損失	12,733
	419,034
経常損失 (△)	△36,749,939
特別利益	
固定資産売却益	3,272
新株予約権戻入益	589,301
	592,574
特別損失	
過年度決算訂正関連費用	181,403
	181,403
税引前当期純損失 (△)	△36,338,768
法人税、住民税及び事業税	47,705
当期純損失 (△)	△36,386,473

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2021年9月1日から
2022年8月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	その他利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計
2021年9月1日 期首残高	16,113,422	13,000,204	28,076	13,028,281	△21,991,924	△21,991,924
事業年度中の変動額						
新 株 の 発 行	39,251,609	39,251,609		39,251,609		
資本金から準備金又は剰余金への振替	△55,265,032		55,265,032	55,265,032		
当期純損失(△)					△36,386,473	△36,386,473
自己株式の取得						
自己株式の処分			4,772,007	4,772,007		
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)						
事業年度中の変動額合計	△16,013,422	39,251,609	60,037,040	99,288,650	△36,386,473	△36,386,473
2022年8月31日 期末残高	100,000	52,251,814	60,065,117	112,316,931	△58,378,398	△58,378,398

	株 主 資 本		評価・換算差額等		新株予約権	純 資 産 計
	自己株式	株主資本 合 計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合 計		
2021年9月1日 期首残高	△633,319	6,516,459	60,739	60,739	320,315	6,897,513
事業年度中の変動額						
新 株 の 発 行		78,503,219				78,503,219
資本金から準備金又は剰余金への振替		-				-
当期純損失(△)		△36,386,473				△36,386,473
自己株式の取得	△8	△8				△8
自己株式の処分	629,622	5,401,630				5,401,630
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)		-	△26,481	△26,481	△310,735	△337,216
事業年度中の変動額合計	629,614	47,518,367	△26,481	△26,481	△310,735	47,181,150
2022年8月31日 期末残高	△3,705	54,034,827	34,257	34,257	9,580	54,078,664

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年10月31日

株式会社出前館
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	西野尚弥
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中尾志都

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社出前館の2021年9月1日から2022年8月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社出前館及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

会計方針の変更に関する注記に記載されているとおり、会社は当連結会計年度の期首より「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日）等を適用している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類等に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年10月31日

株式会社出前館
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	西野尚弥
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中尾志都

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社出前館の2021年9月1日から2022年8月31日までの第23期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

会計方針の変更に関する注記に記載されているとおり、会社は当事業年度の期首より「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日）等を適用している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年9月1日から2022年8月31日までの第23期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画、職務の分担等を定め、各監査役からの監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立した立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の執行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年11月1日

株式会社出前館 監査役会

常勤監査役 (社外監査役) 鈴木 孝 光 ㊟

社外監査役 赤塚 宏 ㊟

社外監査役 辻 哲 哉 ㊟

社外監査役 落合 紀 貴 ㊟

以 上

株主メモ

事業年度	毎年9月1日から翌年8月31日まで
定時株主総会	毎年11月中
基準日	8月31日
単元株式数	100株
株主名簿管理人及び特別口座の口座管理機関	東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 株式会社アイ・アール ジャパン
同事務取扱場所	東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 株式会社アイ・アール ジャパン 証券代行業務部 郵便物送付先： 〒100-6026 東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 株式会社アイ・アール ジャパン 証券代行業務部 電話照会先： お問い合わせ窓口 証券代行業務部 0120-975-960 受付時間 9：00～17：00（平日）
公告方法	電子公告 〈URL〉 https://corporate.demae-can.com/ ただし、電子公告によることができないやむを得ない事由が生じた時は、日本経済新聞に掲載して行います。
証券コード	2484

【株式に関する住所変更等のお手続きについてのご照会】

証券会社の口座をご利用の株主様は、株式会社アイ・アール ジャパンではお手続きができませんので、取引証券会社へご照会ください。証券会社をご利用でない株主様は、上記の電話照会先までご連絡ください。

【特別口座について】

株券電子化前に「ほふり」（株式会社証券保管振替機構）をご利用されていなかった株主様には、株主名簿管理人である上記の株式会社アイ・アール ジャパンに口座（特別口座といいます。）を開設しております。特別口座についてのご照会及び住所変更等の届出は、上記の電話照会先をお願いいたします。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。